

鎌倉期の武士身分内の身分について

北 爪 眞 佐 夫

要 旨

かつては歴史の時代区分の問題として多に階級が論じられたことがあった。しかしながら近代以前では身分が外皮におおわれていて、階級がそのまま階級として姿をあらわすとはかぎらず身分的階級などと論じられたことがあった。本稿は鎌倉期の全身分を扱うにいたって、主として「武士」の身分を問題とするものである。ここで武士身分といっても、さらに細分化された身分があると考え、武士身分内の身分を問題にし、若干は「武士」「郎等」や「家人」についてもふれているがこの問題は後日続編で検討を深めることにしたい。江戸時代の身分などは自明のことで中世でもそうみられなくもないが「種姓」現代的にいえば氏素性（素姓）といったものが身分の根底に根強く存在しているとみてその点を扱ってみたいつもりである。

キーワード：武士身分・将軍・執権

はじめに

中世を含む前近代と近代資本主義社会の相違の一つは前者が身分制社会であることである。換言すればその身分が固定的であり、世襲的であることである。勿論、古代から近世にいたる間にはそうした固定的な関係に矛盾が生じ一定の変化があることは確かである。例えば室町末期あたりの「下剋上」といわれる時期では身分にも一定の変動がみられるのである。だが太閤検地などによる兵農分離によって支配的身分と被支配身分が画定するのである。その結果、身分間の移動は基本的には不可能となるのである。当然にも江戸期では「百姓一揆」のような闘争が起きることになるが「種姓」化した身分はそう簡単にはくつがえることはなかったのである。というのは現在でも法的には身分制は撤廃されても慣習化・固定化されて世襲化されている世界もあるのである⁽¹⁾。

かつて50年代以降時代区分論との関係から階級が問題になったことがあったが、前近代では階級は身分的外皮につつまれていることから身分的階級といった性格をもつものとして「身分」が問題にされたことがあった⁽²⁾。本稿では中世社会全体の身分問題を扱う準備ができていな

いためその前段階として「武士」の身分内身分を取りあげて検討することにしたい。ここでいう身分内身分とは例えば一口に中世の武士といっても、幕府に結集している御家人にしても、その配下には「家人・郎等」が存在しているし、「所従・下人」といった存在もいるのである。よく知られていることではあるが、鎌倉期の武家社会では訴訟人の座席でみると、「侍客人座」「郎等広庇」「雑人大庭」⁽³⁾といった具合に座席の場所が区別されているのである。なお、雑人大庭でいう雑人とは将軍などに認められた知行国の雑人（百姓等）が対象となったものであろう。

ところで身分が固定的で世襲的であると前述したところであるが平安期鎌倉期でみても、「天皇家」「摂関家」「歌道家」といったように家系（種姓）が定着していたし、律令制社会では位が「五位」以上は貴族に属し、六位以下とは決定的な相違があったのである。前述の天皇家や摂関家はいうまでもなくその地位は一人であるから所領や財産相続と異なってしばしば対立や分立が生じたのである。鎌倉時代では天皇家でも大覚寺統と持明院統が交互に天皇の地位につくなどの分立対立が認められるし、摂関家では五摂家に家系が分立したし、天皇家の分立により勅撰集の関係もあって定家のあと歌道家は三家に分立するといったこともみられたのである⁽⁴⁾。だが家柄・素姓・種性はこれらの代表的な家系にあっては継続されたのである。

註（1）一例をあげれば近代以前とはかなり変化していると思うが「歌道家」や「歌舞伎」の世界などにその一端をみることができよう。

（2）身分制を問題にした論文はかつては多かったがここでは私とかならずしも一致しているとはいえないが代表的な論文として、黒田俊雄氏の「中世の身分制と卑賤観念」1972をあげて置く。

（3）宝治元年十二月十二日、佐藤進一ら編、「中世法制史料集」第一巻及び同日条吾妻鏡所収。もともとその扱いはそう単純ではない。

（4）古くは三浦周行「鎌倉時代史」に詳述されている。なお、鎌倉前期では御家人の所領なども分割相続であった。

（一）

源頼朝は清和源氏の流れをうけつぐ「武器之家」⁽¹⁾といていたが「鎌倉殿」と称されたり、実名である頼朝と称したり、その時々官位が呼称され、建久元年権大納言⁽²⁾右近衛大将⁽³⁾に任じられたが辞退したあとは「前右大将家」と称せられるようになったし、下文を出す時には「前右大将家政所下」⁽⁴⁾などといった。将軍となつてからは「将軍家政所下」⁽⁵⁾といった「下文」が出されているが晩年にはまたもとにもどつて「前右大将家政所下」といった下文が出されているのがみられる。このことから頼朝は征夷大將軍を辞任したのではないかとみられているのである。もともとこの「征夷大將軍」なるものは臨時の官職でその意味では武官の象徴的意味しかなく頼朝にとつても、王朝（朝家）にとつても辞任したとしてもこの変化自体につい

てはそれ程重要な意味をもってはいなかったとみてよいであろう。ただこの職を得るために努力した親鎌倉派の公卿である九条兼実や吉田経房たちにとっては痛手となったであろう。しかし二代目の頼家⁽⁷⁾や実朝は「征夷大將軍」に任命されているから幕府の首長の名称としては「征夷大將軍」（略称將軍）とみてよいであろう。

さて、鎌倉殿の時代からいわば後の幕府創立期にあたる時期と同様に武士の首長であったからその座を守る必要があったのである。こうした鎌倉初期の將軍についてみれば、頼朝のあとは子息頼家、三代目は実朝とつづくのであるが、清和源氏の流れをくむ源家が事実上絶えたためそのあとは後述するように摂家將軍、親王將軍というように「貴種」が將軍に就くのである。その間、頼朝のもとに各地の有力武士はすんなり結集したわけではないのである。その一例としては上総権介廣常をあげることができる。頼朝のもとに結集するにあたっては躊躇したし、頼朝が納涼逍遙のため三浦に渡御のさい、三浦三郎義連が廣常に下馬の例をとるよう促したのに対して三代の間、そうした礼をとったことがない⁽⁸⁾というように「自立心」の強い有力武士がいたのである。彼は平氏流ではあるが、源氏の側でも、清和源氏の流れをくむ新田大炊助源義重は挙兵に応ずるよう御書を受取りながら上野国寺尾館に引き籠って軍兵を集めるといった行動をとった⁽⁹⁾。そのため遅れて参加したため鎌倉入りを許されなかった⁽¹⁰⁾。他方で義重の孫は京都より参上し奉公を許されているがこの場合、里見義成は平氏に対して関東に向って頼朝軍を襲うと偽って下向が許容されたという⁽¹¹⁾。さらに同じ源氏でも武田太郎信義は院殿上で頼朝追討の序御下文を下されたとして問題となり、そうした事実はないとして陳謝の上、子々孫々にいたるまで頼朝に弓を引くようなことはないとして起請文を提出しているのである。⁽¹²⁾この場合、平氏打倒のため挙兵するよう以仁王の令旨は頼朝一人にのみ届けられたのではないから、例えば木曾の義仲なども独自に蜂起したのである⁽¹³⁾。義仲は一足さきに上洛し平氏を都から追拂ったものの1184年（元暦元）正月に範頼・義経軍に近江国栗津で討取れているし⁽¹⁴⁾、同年四月には義仲の子息水冠者（頼朝の甥）も討取れている⁽¹⁵⁾。このように対抗勢力には源氏であっても、こうした対処を行っているのである。勿論、1184年（元暦元）六月五日にはかねて奏請していた源氏一族、範頼、広綱、義信がそれぞれ参河守、駿河守、武蔵守に任じられているのである⁽¹⁶⁾。さらに平氏を打倒したあとの1185（文治元）八月には伊豆守には義範、相摸守には惟義、上総介には義兼、信濃守には遠光、越後守には義資、伊与守には義経と六人が国守＝受領に任命されているのである⁽¹⁷⁾。いうまでもなく彼等は皆源氏の一族（清和天皇系）である。このように一方では源氏の一族は優遇されているのである。この段階まででは源氏以外では1184年（元暦元）九月に安芸介中原広元が因幡守に任命されている。彼は政所別当に補せられているからであろう。義仲についてはすでにふれたが義経に与同した前備前守行家は頼朝に対抗する者として1186年（文治二）五月十二日に、子息左門門権少尉源朝臣光家は翌日に討たれている⁽¹⁸⁾。二人とも位は従五位下であった。さらに奥州に逃亡していた義経（前伊与守従五位下源朝臣）は頼朝の要請により1189年（文治4）四月に鎮守府將軍兼陸奥守従五

位上藤原朝臣泰衡に攻められ自殺している⁽¹⁹⁾。1190年（建久元）年十二月、頼朝は第一回の上洛の帰途にあたって随兵以下の供奉人は上洛の時と同じであったが、駿河守広綱が遂電している⁽²⁰⁾。翌年十一月の子息加世丸が頼朝に謁して訴えた所によると求法のため醍醐に住んでいるが叛逆を企てたものではないとし幼稚より洛陽に住み官位については最初に吹挙され駿河守に任じられ一族の上臈であるのに随兵の列にもれたことと、駿河国の国務事について要望が認められなかったことにより遂電したと述べたという。これに対して供奉人の前駈は院より定められたものであり、国務の事は叡慮によるもので頼朝の私的に計略することはできないものであると答えたところ加世丸は行方知れずとなったという。

1193年（建久4）8月10日、鎌倉中に騒動があり程なく静謐となったがこれは参州（範頼）の家人當麻太郎が將軍の寢所の下に臥していたがいまだ寝ていなかったのもそのような所とは知らなかったが結城七郎朝光等が当麻を尋ね召して、曙後問いただし範頼が起請文を提出した後、全く陰謀之企てはないし自分は知らなかったとし、当麻も詞をつくして陳謝したがその所行は常篇を越え、日頃の疑いと符号するし、範頼が殊に期待している勇士⁽²²⁾で弓劔武芸に秀いでた人物で不審であるとして許すことはできないとして範頼は伊豆国に下向とされ狩野宗茂等の預りとなり帰参の時期が明らかでなく偏えに配流の如き処分となったのである⁽²³⁾。当麻については忽に誅伐すべきところ姫君御不例により其の刑はゆるめられたが当麻の所行は許されないということであった。こうして範頼についても事実上の追放となったのである。

このように源氏の有力者に対する頼朝の追及は続くのである。建久四年十一月に越後守義資が女事で梟首となり⁽²⁴⁾その父遠江守義定は御氣色を蒙り、翌年八月には安田遠州（義定）も梟首されている⁽²⁵⁾。それは前年子息義資が誅伐され所領を収公されたあと頻りに嘆き日頃友好の輩と相談し反逆を企てたことが発覚したからであるという。こうして平氏を打倒したあと幕府の首長の座を頼朝は守ったのであった。もっともふれるところがなかったが義経の妾静が若し女子を生んだ場合は母に給うことにするが男子であれば襁褓の内であっても将来は怖れる事態が起きないとは限らないので未熟の時に命を断つことに定めていたので安達新三郎に命じて男子の赤子を由比浦に弃てさせているし⁽²⁶⁾、すでに述べた義仲の子息清水冠者義高は一応頼朝の子女大姫との婚儀がととのい義仲と和解することができたのだが義仲を誅伐するや否や武蔵国入間川の川辺で殺害させているのである⁽²⁷⁾。こうして頼朝は最晩年1195年（建久六）十一月に下河辺庄司行平に対して殊に芳情を施し子孫については門葉に准ずる旨の御書⁽²⁸⁾を与えたというのである。やはり孤立感を感じたからであろう。

註（1）吾妻鏡文治二年四月四日条

（2）吾妻鏡建久元年十一月九日条

（3）吾妻鏡建久元年十一月廿四日条

（4）吾妻鏡建久三年六月廿日条、及び同年六月三日黒川高明編著「頼朝文書の研究」所収

（5）將軍源頼朝家政所下文 市河文書 建久三年十二月十日

（6）建久七年七月十二日 前右大将源頼朝家政所下文案 青方文書

建久七年となると将軍家政所下文というよりは前右大将源頼朝家下文にもどっている。

- (7) 吾妻鏡 建久十年二月六日条
- (8) 吾妻鏡 養和元年六月十九日条
- (9) 吾妻鏡 治承四年九月三十日条
- (10) 吾妻鏡 治承四年十二月廿二日条。すぐには許されなかった。
- (11) 註 (10) に同じ。
- (12) 吾妻鏡 養和元年三月七日条。
- (13) 吾妻鏡 治承四年九月七日条。
- (14) 吾妻鏡 元暦元年正月三十日條。なお、義仲は従四位下に叙せられ征夷大将軍に任じられている。
- (15) 吾妻鏡 元暦元年四月廿六日条。
- (16) 勿論、この場合は頼朝としては三国の知行国主となることが認められているのである。
- (17) 吾妻鏡文治元年八月廿九日条。頼朝としては義経の伊与守に任じられることは認め難かったのであるが平氏追討の功労者でもあり朝家に申請して認められていたため承認せざるを得なかったのである。
- (18) 源行家は従五位下備後守で子息光家は檢非使従五位下であった。
- (19) 吾妻鏡 文治四年閏四月三十日条
- (20) 吾妻鏡 建久元年十二月十四日条
- (21) 吾妻鏡 建久二年十一月廿七日条
- (22) 吾妻鏡 建久四年八月十日条
もともと、八月二日には頼朝に起請文を提出し叛逆の企ては全くない旨を記している。
- (23) 吾妻鏡 建久四年八月十七日条
- (24) 吾妻鏡 建久四年十一月廿八日条
- (25) 吾妻鏡 建久五年八月十九日条
- (26) 吾妻鏡 文治二年閏七月廿九日条
- (27) 吾妻鏡 元暦元年四月廿一日条及び同年五月一日条
- (28) 吾妻鏡 建久六年十一月六日条

(二)

独裁者頼朝は1199年（正治元）1月に死去している⁽¹⁾。一説では落馬がもとでの死去といわれている。ところで頼朝の死後四ヶ月程で事態は一変する。というのは諸訴訟事及び「向後大少事」については将軍頼家が直接に決断することは停止され、今後は北条時政、中原広元ら十三人が談合を加えて成敗することとし、その他の者は理由なく訴訟のことなどを執行することが禁じられている⁽²⁾。この結果、初代の頼朝と異なって将軍頼家の権限が著しく制限されることになったのである。なお同月二十日に梶原景時・右京進仲業が奉行として政所に書き下していうには小笠原弥太郎、比企三郎、同弥四郎、中野五郎等従類が鎌倉中において、たとえ狼藉したとしても甲乙人は敵対してはならない。もし違犯の聞えある輩に於いては罪科としてたしかに交名を尋ね注申するよう村里に觸れ廻るべし、かつ彼五人之外、別の仰せがない者＝諸人は輒く御前に参上してはならないとある⁽³⁾。これで見ると従類（家人・郎等）でも御前に昇殿することはできない存在であることが解る。もともと、七月にはさき程のは四人しかあげていないが、五人のうちには細野四郎が加っていることが解る。この月の記述によると将軍頼家が安達景盛の妾を北向御所に召して今後はこの所に住ませ寵愛したという。しかも先程の

五人の外は当所に参加はならないと定めたという⁽⁴⁾。さて、ところで参河国で室平四郎重盛が若干の強盗人などを率いて当国駅において武威を振って往反の庶民を煩わしたため使節として安達景盛が首途することになり一ヶ月程で任務を遂げてもどったところ前述の小笠原弥太郎らが景盛を誅伐するとして鎌倉中の騒動となろうとしたため尼御台所が止め景盛には頼家に野心なしとの起請文を提出させるなどして治めている。頼家に対しては景盛を誅伐すべしといった指示は楚忽の至りとして叱責している⁽⁵⁾。

ところで同年十月に結成七郎朝光は御所侍で列坐之衆に「吾聞、忠臣不事二君」といったことから⁽⁶⁾翌々日、女房阿波局が朝光に告げていうには、その言葉をとらえて梶原景時が讒訴して汝を誅伐しようとしているということであった⁽⁷⁾。そこで朝光と「断金朋友」である前右兵衛尉義村亭に向い、火急事として相談しに行ったのである。義村は事は重大事であり、かつて文治以降景時の讒訴によって命を落したり職を失った者は多い。去る頃、安達景盛も彼の讒訴によって誅伐されようとした⁽⁸⁾。そこで有力御家人である宿老と相談したところ、早く同心の連署状をつくり訴える必要があるということであった。そこで景時に宿意をもっている文士右京進仲業に一文を草すよう求めることになった⁽⁹⁾。こうして千葉常胤以下有力御家人六十六人が一味し署判した連判状を政所別当広元を通じて將軍に披露するよう求めた⁽¹⁰⁾。広元は躊躇したもの將軍に伝え將軍はこれを読んで景時に下して是非を陳べるよう仰せられたという⁽¹¹⁾。これに対して景時は陳謝することなく子息親類をひきつれて相模国一宮に下向したが⁽¹²⁾鎌倉にもどって、其後彼家屋を破却し永福寺の僧坊に寄附したという⁽¹³⁾。翌年の正月、原宗三郎からの飛脚が申していうには相模の一宮に城郭を構えて防戦に備えているということであった⁽¹⁴⁾。その後子息らを伴って謀叛を企てるために上洛するとの聞えがあったという⁽¹⁵⁾。そのため北条殿らが御所に参り追討の沙汰があり三浦義村以下の軍兵を遣したという。こうして上洛の途中駿河国狐崎で景時は討たれた⁽¹⁶⁾。なお、伊沢五郎信光が甲斐国より参上してその企てを聞き彼館に出むいたところ逃亡したあとの家屋は無人で「一封之書」があつてそれは景時の書状でそれには景時に従っていた諸人が向背したため叛逆の疑いを持たれたので都に奏聞をし、さらには「鎮西之士」に結集を求めるために上洛するとあつたという。ついで「持日來芳契、重源家旧好兮、以彼武衛爲立大將軍」とあつて武田有義に送るための書状であつたという⁽¹⁷⁾。つまり清和源氏の流れをくむ武田有義を將軍にたてようというのである。注目すべきは上洛して鎮西の御家人たちの協力のもとに勝利して自からが將軍につくという気概がなく源家の「貴種」の流れをくむ武田有義を將軍に立てようとしていることであろう。つまり將軍にはこのような人として「種姓」を重んじていることが解るのである。

さて景時追却のあと当初の侍所別当和田義盛が還補されている。実は治承四年最初に此職に補されたが12年後の1191年（建久三）にこの地位を所司であつた景時が一時其号をかりたいと懇望したので義盛の服暇の次いでに補せられたまま奸謀をめぐらせて此職に居座っていたのであつたという⁽¹⁸⁾。また同年四月に北条時政が遠江守従五位下に叙せられているが⁽¹⁹⁾源氏一

族以外では中原広元が因幡守に補されているにすぎなかった⁽²⁰⁾。なお、1200年（正治2）正月の合戦記録によると梶原景茂の郎等二人，梶原景時家子四人，その他家子郎等各一人が討取られている。勿論，御家人である景時の兄弟や子息も討取れている⁽²¹⁾。つまり，御家人以外のこうした身分の者も討取れているのである。

ところで1203年（建仁三）五月に阿野法橋全成（前将軍頼朝の舎弟）が謀叛の聞えがあるとして御所中に召籠められたがこれは武田五郎信光が生虜り宇都宮四郎兵衛尉に預けられたという。翌日，頼家は比企四郎に命じて尼御所（政子）に報告しているが，それは法橋全成が叛逆を企てているので生虜りにしたことと彼妾阿波局は殿中に官仕しているので早く召して子細を尋問したいと述べたという。これに対して政子はそのようなことは女性に知らせてはならないし，全成は二月頃に駿河に下向し音信不通でさらに疑うところはないとして阿波局を出仕させることはなかったという。だが五月廿五日には阿野全成は常陸国に流罪となったという⁽²²⁾。だが将軍頼家は八田知家に命じて下野国で阿野法橋全成を誅伐させている。さらに翌日には江兵衛尉能範を使節として上洛させているが，これは頼全（全成子）を殺害するため相模権守と佐々木左衛門尉に命じたという。使者は七月廿五日京都より到着し，在京の御家人によって東山延年寺で播磨公頼全は殺害されたと伝えている⁽²³⁾。こうして前将軍頼朝の兄弟である全成とその子息頼全を殺害したということは将軍頼家としては彼等を擁立してその地位を危うくすることを恐れたからであろう。この結果は頼家の弟実朝と頼家の子息のみの他は，頼朝の家系を継ぐ者はなくなったことになる。この点からいえば頼家の背後に有力者遠江守北条時政の影を感じるのである。というのは頼全が殺害された一ヶ月前に将軍頼家は病氣となり翌月の鶴岡放生会は例の如く行われたが将軍の出仕はなかったのである⁽²⁴⁾。同月末には将軍頼家の病氣は重くことは危急の問題として讓補が行われることになり関西三十八ヶ国は舎弟千幡君に，関東二十八ヶ国地頭并惣守護職は長子一幡君に譲るとの沙汰があったのである⁽²⁵⁾。この決定に対しては比企判官能員は頼家の舎弟に譲与することに一幡君の外戚の立場から同志をつのり叛逆を企て一幡君ならびに同調者と謀ろうとしたとして問題にされたのである⁽²⁶⁾。こうして鎌倉中が騒然となったのであるが，廷尉能員の息女は将軍頼家の妾で若公一幡の母であることから訴えたのであるが北条殿（時政）はひとえに相談の上比企氏を追討すべきであるといったという。このような北条氏などの態度に対して能員としてはこうした処置は凡そ家督者以外の千幡君に地頭職などを分割することによって威権を二つに分けて争わせることでかえって国の乱れを招く基であるし，このことを北条一族が承知しているのであれば将軍頼家の家督を奪うことに外ならないといったという⁽²⁷⁾。だがこうした主張にもかかわらず九月十日には千幡君（実朝）が推挙されて将軍になることが決定され，この日に遠州（時政）の御書が下され，それには世上の危険を防ぐためのものであると述べているという⁽²⁸⁾。この主張をみても次ぎの将軍の決定権は北条氏が掌握していることは明白である。前述の比企能員の意見を障子を隔ててひそかに聞いた尼御台所は能員と病床の頼家との密事の子細を御書にして遠州（時政）に伝

え、最終的には一幡君を支持する能員を謀叛人として追討することにしたのである。この結果は頼家の子息にもこの禍を免れることはできず、比企一族やその同調者の多くは若君公の前で自殺したのである。また能員との縁座によって島津忠久らも所領を没収されたのである⁽²⁹⁾。後述することになるが、かの侍所別当和田氏は上総国の受領（国守）に補任して欲しい旨を再三にわたって要望したが將軍実朝は尼御台所に意見を聞いたところ將軍頼朝時代では「侍受領」は停止となっていたし、女子が「朝家」に要望しても仲々認められないとして許されなかったのである⁽³⁰⁾。それに対して1200年（正治二）に早くも頼朝の外戚であった時政は平氏であるにもかかわらず「遠江守従五位下」に叙せられていたのである⁽³¹⁾。

さて、この事件の二年後の1204年（元久二）十一月、京都からの報告によると畠山六郎重保が武蔵前司実雅と六角東洞堂亭の酒宴の席上で諍論となり会合の輩がこれをなだめて退席するということがあったという。ところが事件の数ヶ月後に蒸し返され時政の後妻牧御方は去年畠山六郎が悪口をいったとして問題にするよう讒訴し、畠山重忠を誅伐することを内々に合議したという。このため1180年（治承四）に頼朝が挙兵して以来の忠臣で、かの比企能員との合戦でも御方に属して軍功をたてたし、重忠は時政の聲であって「父子之礼」をつくしてきたし、当然にも金吾將軍（実朝）に臣従しているにもかかわらずどうして叛逆を企てる必要があるかと時政の子息北条義時らはいさめたものの結局は牧御方の使者として備前守時親が重忠謀叛のことはすでに発覚したとの報告によって鎌倉中の軍兵が由比濱あたりに畠山軍を追いつめ⁽³²⁾、1205年六月二十日には誅伐すべきであるということになり殺害されたのである⁽³³⁾。しかも同年の閏七月十九日にはかの牧御方が奸謀をめぐらし朝雅を関東將軍とする動きがみられたという。こうした策謀に対して尼御台所は長沼五郎宗政を遣わし結城朝光、三浦義村らや將軍を義時亭に迎え入れ、さらには義時が召集した勇士は悉く御所に参入し將軍を守護したという。この日に遠州（時政）にははかに落鎗し（68才）同時に出家したという⁽³⁴⁾。この結果により時政にかわって相州（義時）が執権となり時政室の牧御方が擁立しようとした左衛門権助朝雅は六角堂東堂院の宿所を出て松坂あたりに逃れたものの殺害されている⁽³⁵⁾。ここでも注目されるのは時政室の牧御方が畠山重忠らを奸謀を企てたとして追討し「朝雅」を將軍に擁立しようとした企ては失敗し実朝の將軍は維持されたのである。この平賀朝雅は平賀義信の子で北条時政の妻牧氏の女聲であって1203年（建仁三）の比企氏の追討に参戦し將軍頼家の幽閉後は京都守護に任命され1204年（元久一）の平盛時の乱では平定に力をつくし、この時に逃亡した藤原経俊が務めていた伊勢・伊賀の守護職を没収して与えられているのである。その後は前述したように畠山重忠の子息重保と不和となり、これを牧御方に訴えたことから執権時政は子息義時らの反対を押しきって重忠を討取り、同時に牧御方は平賀朝雅を將軍に擁立しようとしたことが発覚し、そのために時政は出家し朝雅は経俊の子通基に殺害されたのである⁽³⁶⁾。この事件でも注目されるのは朝雅を將軍に擁立することが失敗に帰したが何故に北条時政を將軍に擁立しようとしなかったのだろうか。源家出身の平賀朝雅を擁立しようとしたことは当時の「種姓」

を重んずる傾向を打ち破ることができず「貴種」の流れをくむ朝雅の擁立に走ったのであろう。

- 註（１）吾妻鏡 正治元年三月一日条には「鶴岡八幡宮去月神事，今日被遂行之，正月幕下將軍薨結，鎌倉中觸穢之間，式日延引也」とある。
- （２）吾妻鏡 正治元年四月十日条。
- （３）吾妻鏡 同年同月廿日条 何故に小笠原弥太郎，比企三郎ら五人の従類の狼藉などにこうした特権が認められたのか私的なものであろう。
- （４）これで見ると頼家の専権によるもので一般化できないとみるべきであろう。
- （５）吾妻鏡 正治元年八月十九日，同二十日条。この騒動の原因は安達景盛の妾を景盛が参河国に使節として進発して室平四郎らを治罰するために留守の間に頼家が困ったからであった。
- （６）吾妻鏡 正治元年十月廿五日条。
- （７）吾妻鏡 正治元年十月廿七日条。
- （８）註（６）に同じ。
- （９）吾妻鏡 正治元年十月廿八日条。
- （１０）吾妻鏡 正治元年十一月十日条。
- （１１）吾妻鏡 正治元年十一月十二日条。
- （１２）吾妻鏡 正治元年十一月十三日条。
- （１３）吾妻鏡 正治元年十一月十八日条。
- （１４）吾妻鏡 正治二年正月二十日条。
- （１５）註（１４）に同じ。
- （１６）註（１４）に同じ。
- （１７）吾妻鏡 正治二年一月廿八日条。なお，伊沢信光は武田有義と景時にはそうした約諾があって密に上洛したいとの告げがあったので子細を尋ねるため彼館に行ったのだとあり，さらに二代にわたる將軍の寵愛を誇って傍若無人の振舞いを多年にわたって行ったためその積悪が自分の身にふりかかり諸御家人が彼に向背したのだとも記されている。
- （１８）吾妻鏡 正治二年二月五日条。
- （１９）吾妻鏡 正治二年四月九日条。
- （２０）吾妻鏡 元暦元年十月廿四日条。
- （２１）吾妻鏡 正治二年正月廿三日条。
- （２２）吾妻鏡 建仁三年五月廿五日条。
- （２３）吾妻鏡 建仁三年七月廿三日条。
- （２４）吾妻鏡 建仁三年七月廿四日条。
- （２５）吾妻鏡 建仁三年八月十五日条。
- （２６）吾妻鏡 建仁三年八月廿七日条。
- （２７）吾妻鏡 建仁三年九月二日条。能員は息女若狭局（將軍頼家妾で一幡君母）を通じて訴えたのであるがこの企てに対しては北条氏を追討すべきというものであった。
- （２８）註（４５）に同じ。
- （２９）吾妻鏡 建仁三年九月十日条。もっとも，同書の同日七日条では將軍頼家は落筋しかつ病気であるため「家門」を治めるためには尼御台所の仰せによりこのように決定したという。なお，本文ではふれるところがなかったがその経過も省略しているが能員は武装することなく時政亭をたずねる途次で殺害されている。彼一族は一幡君の小御所に引籠ったこともあって尼御台所の追討の軍兵に押しかけられ御所＝館を放火され討伐されている。与同の者は若君の御前で自殺し，若君も殃を免れず梟首されている。
- （３０）吾妻鏡 建仁三年九月四日条。
- （３１）吾妻鏡 承元三年五月十二日条。拙著中世政治経済史の研究 第五章鎌倉御家人と官位制でこうした問題を検討している。この件については同書一八九頁参照。
- （３２）吾妻鏡 正治二年四月九日条。
- （３３）吾妻鏡 元久二年六月廿一日条。

- (34) 吾妻鏡 元久二年六月廿二日条 なお同年七月八日には畠山重忠餘党等の所領が没収され勲功の輩に与えられている。
- (35) 吾妻鏡 元久二年閏七月二十日条。
- (36) 吾妻鏡 元久二年閏七月廿六日条。平賀朝雅はいうまでもなく清和源氏の流れをくむ存在であった。こうした位置にあることは将軍に擁立される資格、つまりそのような「種姓」にあったのである。追討の直前には仙洞（院）にあって囲碁会に出席していたのである。京都守護を務めていたからであろう。

(三)

以上は将軍の座をめぐる叛乱といったものを中心にして述べてきたのであるが、この後の有力武将の叛乱としては1213年（建保一）の和田氏の叛乱がある。この乱のそもそもの濫觴は信濃国住人泉小次郎親平が去々年以後謀逆を企て故左衛門督殿をもって若君尾張中務丞の養君⁽¹⁾を大將軍として相州（義時）を討取ろうと欲したことにあるという。もっともこの「謀叛」に加担したのは和田一族では四郎左衛門尉義直，和田六郎兵衛尉義重，和田太郎胤長などの他，園田七郎成朝など⁽²⁾。張本百三十餘人，伴類二百人で義直は伊藤六郎永祐の預り，義重は伊東八郎祐広，和田胤長は金湊兵衛尉行親がそれぞれ預ったという。1213年（建保元）三月九日には和田義盛は父祖の勲功を申したてて子息の罪名を許されるよう一族九十八人を引率して南庭に列座してとくに囚人胤長の厚免を訴えたが許されず行親・忠家の手より山城判官行村に渡され，重ねて罰するとして胤長の身を面縛して一族の前を通過して行村が受けとったという⁽³⁾。広元の伝えるところによると胤長は今度の張本としてことに計略を廻した人物であって許すことはできないということであった⁽⁴⁾。こうして同月廿五日には胤長の屋地は御所の東隣りの荏江前にある⁽⁵⁾ことから多くの御家人が所望を希望したが行家と忠家に分給されたという⁽⁶⁾。なお，同年二月廿七日夜に閑院遷行が行われ將軍実朝は正二位に，平義時は正五位下で相模国の国守の重任が認められその他にも申請が行われている⁽⁷⁾。

ところで同年三月十七日には和田平太郎胤長は陸奥国岩瀬郡に配流されている⁽⁸⁾，四月末には再三流言があつて世上物騒となり，同月廿七日には宮内兵衛尉公氏は將軍家の使者として和田義盛宅に向つている。これは義盛が叛逆の用意の事がある由ということで其の実否を尋ねるためであった。公氏が将命の趣を述べたところ「右大将御時勳随分微功，然者抽賞頗軼涯分，而薨御之後，未歴二十年，頻懷陸沈之恨，條々愁訴，泣雖出微音，鶴望不達，鷓退耻運計也，更無謀叛企之」と述べたという⁽⁹⁾。要するに將軍頼朝時代は抽賞をうけたが，死後二十年を経ているのにその反対の扱いであるということであろう。「鶴望不達」といっているのは前述したように上総国の国守＝受領に補せられることを再三にわたつて要望したのに対して頼朝時代では「侍受領」は停止していること，実朝よりこの問題を要請された尼御台所は女性が「朝家」に要請するのは難しいなどといわれ認められなかったことを指すものであろう。確かに当初は清和源氏系にかぎられていたが例外的には政所別当中原広元が因幡守に任じられ⁽¹⁰⁾，

頼家時代以降では源氏以外の北条時政や義時が国守に任じられるようになっている。ところで使者公氏の報告をうけた義時は和田義盛の謀叛の疑いは決定的であるが更に刑部丞忠季を使者として義盛の許に送り、まず蜂起をとめ恩義ある裁許を待つように述べたところ、義盛は將軍実朝に対しては全く恨みはないが北条義時の態度が傍若無人であるからその子細を尋ねるために発向すべきと若輩たちがひそかに群議を行っているので度々いさめているのだがすでに同心してこの上は自分の力ではとめることができないと述べたという⁽¹¹⁾。この場合、義盛は將軍に対しては問題はなく北条義時が主敵としているのが以前の叛乱と異なっているが、他の場合と同様に「貴種」たる將軍を打倒するとはいっていないのである。これで見ると「種姓」を重んじているとみてよいであろう。だが、翌年十一月に六波羅飛脚が到着し報告したところによると洛陽に住んでいた和田左衛門尉義盛、大学助義清等の餘類が故頼家の子息（禪師と号す）を大將軍として叛逆を企てているとの聞えがあったという。そこで前大膳大夫広元が在京御家人に命じて一条北辺の旅亭を襲ったところ禪師は忽に自殺し、伴党らは逃亡したという⁽¹²⁾。この事件は和田氏与党の残党の動静にすぎないが、ここでも現將軍に対峙する人物、源家の「貴種」の流れをくむ禪師が和田氏の残党にすぎない者たちに擁立され自殺に追いこまれているのである。これはある意味では無視してもよい事件といってもよいが、源家の流れをくむ人物を擁立しようとしたことは根強い「種姓」観念が存在しているのがみてとれるし、將軍頼家の子息の存在は現將軍実朝を擁立している北条義時にとっては邪魔な存在であることは確かなことであつたのであろう。和田義盛について再言すれば自分の力では叛逆を押さえることはできないし將軍には恨みはないが主敵は北条義時であるといっていることからみれば「貴種」尊重の態度があることは明白である。ここではいわゆる和田合戦の経過については省略するが「建暦三年五月三日合戦被討人々日記」によれば和田一族十三人、横山人々三十一人、土屋人々十人、山内人々二十人、渋谷人々八人、毛利人々十人、鎌倉人々十三人、その他の人々廿七人で、和田人々では小者郎等は記さずとあり、その他の人々の項でも小物郎等は記さずとある。捕虜の人々は愛甲左衛門人々など廿八人で、追討軍の方で討たれた人は筑後四郎兵衛以下五十人でその他手負源氏方侍千余人というから大変な合戦であることが解る⁽¹³⁾。いうまでもなく御家人はもとより小者郎等も多数の死者を出したに違いない。こうして勝利者側では勲功賞として敗北者側の所領が与えられたのである。

さて、このあとの謀叛、將軍の座をめぐる対立としては三代將軍実朝の暗殺があるが、その前にすでに述べたことではあるが、北条氏の動向について再言しておきたい。比企氏の叛逆で北条時政の発言権は増したものの牧御方の主張により畠山重忠の追討に成功したが北条義時らの反対を押しきって平賀朝雅を將軍に推挙しようとしたことが発覚し時政は失脚することになったが、頼家につづく実朝も將軍としての権力は著しく低下し頼朝の後家御台所（政子）と執権義時などに移ることになる。こうした事態のもとで実朝は前將軍頼家の子息公暁に殺害されることになったのである。そこでまず公暁についてその動向に関してふれることにしたい。

1205年(元久二)閏七月には公暁の父頼家は伊豆に下向し、相州(義時)が執権となった。同年十二月、故左金吾將軍の若公善哉(公暁)は尼御台所の計いで鶴岡別当宰相阿闍梨尊暁の門弟として鶴岡本坊に移されている⁽¹⁴⁾。さらにその翌年には御着袴之儀のさいには若宮別当坊より移されて尼御台所の亭で行われ、將軍実朝も入亭し、義時の子息らは陪膳に候じたという⁽¹⁵⁾。1206年(建永元)十月には尼御台所の要請で將軍実朝の猶子となり営中に入り御乳母夫三浦義村より賜物が猷じられている⁽¹⁶⁾。1211年(建暦元)九月十五日には故金吾將軍の若宮善哉公は定暁僧都の室で落髻し法名を公暁と称することになった⁽¹⁷⁾。同月廿二日には登壇受戒のため定暁僧都をともなって上洛したがそのさい將軍家より=從侍五人をさし遣わしたというがこれは將軍の猶子であったからであるという⁽¹⁸⁾。こうして五年後の1217年(建保五)六月二十日には尼御台所の指示により阿闍梨公暁は園城寺より鎌倉に下向し鶴岡別当職の闕により(別当三位僧都定暁死去)生じたその跡に補せられた。彼はこの一兩年明王院僧正公胤の門弟として学道のため園城寺に住持していたのであった⁽¹⁹⁾。この年の十月十一日に鶴岡別当職に補せられて始めて神拜し、また宿願により千日宮寺に参籠することにしたという⁽²⁰⁾。一方、一年後程の翌年六月廿七日に実朝は三月六日に左近衛大将に任じられたことにより鶴岡宮に早旦御参りすることにしたのである。行村がその旨をうけたまわってその由を下向の雲客にふれている⁽²¹⁾。ところで1218年(建保六)七月廿二日には侍所所司五人を定めているが別当には式部大夫泰時、山城判官行村、三浦左衛門尉義村は御家人のことを奉行し、江判官能範は將軍の出御や御所中の雑事を担当し、伊賀二郎兵衛尉光宗は御家人供奉所役以下のことを務めるよう義時は命じている⁽²²⁾。このように侍所の人事は補強され分担も明確にしているのである。こうして十二月五日には鶴岡別当公暁は宮寺に参籠し、さらに退出せずに数箇所て祈請を行ったがすべて除髪之儀がなかったので人々はあやしいと思ったという⁽²³⁾。1219年(建保七)一月二十三日に実朝は右大臣となって鶴岡八幡宮に参賀することになり⁽²⁴⁾実施している。実朝が宮寺の樓門に入った時に北条義時は俄に「心神違例」⁽²⁵⁾により劍を仲章朝臣に譲って退去し神宮寺で落着きを取りもどした後に小町の亭に帰ったという。実朝はこの日の夜陰に神拜を終えてようやく退出しようとしたところ当宮別当阿闍梨公暁が石の階段のはしで隙を窺って実朝を襲い殺害したのである。その後随兵たちが馳せ参じたが公暁の所在はみつからなかったという。ある人のいうには上宮の砌りで公暁は父の敵を討ったと名乗ったという。これに対して各々の御家人たちが雪下の本坊を襲ったところ彼の門弟である悪僧たちと戦い勝利したものの公暁はそこにはおらず実朝の首を持って後見人の備中阿闍梨の雪下の宅に向ったが、三浦義村の命により長尾新六定景が雑賀次郎以下の郎從五人を率いて公暁(年廿戈)を討ち取ったという⁽²⁶⁾。この間、北条義時は弥源太兵衛尉を使者として三浦義村の許に遣わし「今有將軍闕、吾專當東関之長」⁽²⁷⁾とって早く討議をめぐらし示し合せたという。義村は「勇敢之器」である定景を討手としてさしむけたのであるが彼が相具した雑賀次郎は西国の住人で強力者であったという。こうした討手をさしむけたのは公暁ははなはだ武勇に足る直也人ではなかった

からであったという。こうした経過と公暁の存在を知ると実朝や北条義時に油断があったと同時に源家一族の対立矛盾が強いものであったことが解る。同時に北条義時が源家一族の存在に恐れをもっていたことも解る。他方で不思議な点としては前将軍頼家の子息は比企氏の「叛逆」で一幡君は殺害され残った善哉は尼御台所の手厚い庇護のもとで最終的には鶴岡別当にまで任じられたし、実朝の猶子にしてもいるのである。さらにいえば実朝の参賀にあたり実朝が宮寺の樓門に入ったところで義時は心神違例として神宮寺に立寄ったあと小町の亭に帰っているのである。また園城寺にあった公暁を呼びもどして「悪僧」を含む僧侶などが多数いる鎌倉の鶴岡の別当に何故に補したのであろうか。一面では手厚い保護をしているようにみえるが他方では罍を仕掛けたようにもみえる。頼家の時代から尼御台所は隠然たる位置にあったし、今回の件で一時的にしる将軍（実朝）が闕けたことをもって義時は吾は「東関之長」といったということはそれを物語っている。尼御台所が種々指示や手厚い保護をしたのは孫にあたるからであらうか。そうとすれば裏切られたことになる。なお、鶴岡宮については宿老の僧は許されたが当坊の悪僧は糺弾され、御勤は治承以来片時も退転することはなかったので武士の乱入を停止し御書を下し本職を安堵し貫主の伴類は悉く誅伐したという⁽²⁸⁾。

このあと源家の系統でいうと二月十五日に駿河国より飛脚が参上して報告するところによると法橋全成の子阿野冠者（全成は頼朝の弟で義経の兄にあたる）を去る十一日に多勢を引率して深山に城郭を構え宣旨を得て東国を管領しようと企てているという⁽²⁹⁾。この阿野冠者を討つため禅定二品（政子）の指示により北条義時は金漣兵衛尉行光以下の御家人を駿河国に遣わしたが阿野冠者を討伐するためであった。発遣された勇士たちは同国安野郡に到り安野次郎、同三郎入道を攻め彼等や伴類は悉く敗北し⁽³⁰⁾阿野冠者は自殺したという⁽³¹⁾。こうして源頼朝の兄弟・子供・孫にいたるまで族滅したことになる。先程、実朝が公暁の殺害される前尼御台所や義時などの意向が無視され例の官打ちによって右大臣になったのもその一例である。他方で公暁は実朝の猶子となったこと園城寺から呼びもどして鶴岡の別当に任じたこと。さらには実朝が鶴岡の参賀にあたって同行した義時が実朝が樓門に入ったところで心神違例となって神宮寺に立寄ったあと小町亭にもどったことなど不自然なことがあったし、頼朝の弟法橋全成を殺害したのも⁽³²⁾同様に源氏を恐れたからであらう。勿論、こうした事態にあっても尼将軍できり抜けることは可能はずであるし、実質的な実権を掌握している執権義時が将軍の後嗣につけると考えるのは現代の我々の理解であって、「種姓」観念は根強く存在したようで義時は将軍にならなかったのである。こうして「貴種」不在の幕府にあって禅定二位家（政子）は六條宮、令泉宮両家のうちから関東将軍として下向していただきたい旨の使者をさしむけたがこれには宿老御家人の連署奏状もささげて望み申したという⁽³³⁾。閏二月に「朝家」に達し両所のうち一所より必ず下向する旨の返事であったが、すぐにはということであった⁽³⁴⁾。三月九日仙洞（院）御使忠綱朝臣が禅定二品亭に参り実朝薨御事については叡慮殊御歎息の由を伝えたとて義時に謁して摂津国長江倉橋両庄地頭職以下の改補の院宣を下されたという⁽³⁵⁾。

このことから鎌倉側の要望は認められず同年院の両庄の改補の求めを否定して七月十九日左大臣道家公の子息（2才）が関東に下向することになったのである⁽³⁶⁾。この決定は頼朝の後室尼御台所が頼朝の旧好を重んじていた人物道家の子息を将軍の後嗣につける要望が実現したのであった⁽³⁶⁾。こうして将軍は「貴種」でなければならないという「種姓」に規制されて源家の断絶のあと「摂関家」に出自をもつ九条道家の子息が選ばれ右京権大夫義時朝臣の大倉亭（柳内南方，比間構新造屋）に到着したのである⁽³⁷⁾。二代将軍頼家の頃より将軍の座をめぐる有力武将がいわゆる叛乱にあたって「貴種」に出自をもつ人物の擁立を計ったり，とくに西国の武士に働きかけようとしたり，「朝家」より追討の宣旨や院宣などを出すよう求める動きが認められることは朝家側としては幕府内の内紛や対立が深刻となっているとみても不思議ではない。たしかに将軍頼家より頼朝の後家御台所の発言力を増したことはすでに述べたところであるが，七月廿五日の政所始めにあたっては若君が幼稚であることから「二品禪尼可聽断理非於簾中」⁽³⁸⁾といているのである。二才の若君では確かに将軍職を務めることはできず政子が代って行わざるを得ないであろう。この事実をみてもあきらかなことは実質的な権力は執権義時から北条氏に帰していることは明白である。なお，朝家との関係でいえば伊豫中将実雅朝臣（一条入道能保卿末子）が義時嫡女（母は伊賀守朝光女）をめぐって大倉家（義時の居住傍）に迎えていた⁽³⁹⁾。能保卿といえば従二位に叙せられ親幕派の公卿で頼朝の義弟で信任が厚く幕初の時期に北条時政にかわって京都守護をつとめ頼朝の耳目として京都政界においても威を振った人物であった。このように幕初以来，成立した幕府と朝家とは一定の対立が底流にありながらも密月の時代があったのであるが実朝時代にいたってその殺害により両者の激突となったのである。こうして1221年（承久三）五月院では官軍をあつめ軍を遣わして京都守護伊賀光季を追討〔他の京都守護大江親広は官軍に加った〕（広元の子）した。この間，按察使光親卿に勅して義時を追討するよう宣旨を五畿七道に下しているのである。なお，幕府の有力御家人廷尉胤義（三浦義村弟）の私書状が義村の許にも同時に到着し，勅定に応じて北条義時を討取るならば勲功賞については要望通りに認めると記してあったという。義村は義時の許に行き弟の叛逆に同心することはない。御方にこそ無二の忠を尽くしたいと述べたという。注目されるのは追討の宣旨の宛先が義時となっていることであろう。こうした朝家側の攻勢に対して義時以下の御家人を前にして尼御台所は頼朝が関東に幕府を創立して以来，その恩は官位といい，俸禄といい山岳よりもたかく，溟海より深い。いま逆臣の讒訴により「非義宣旨」が下されたが名を惜しむ族は早く秀康や胤義らを討取って三代将軍の遺跡を全うするようにと檄をとばしている。こうしてこの年の十月に承久の乱となり幕府側の勝利となるのだが，この争乱の経過については本稿の性格上省略してそれ以降の問題を次項で検討することにしたい。

註（1）吾妻鏡 建保元年二月十六日条

この事件は泉親衡の乱ともいわれ，和田氏の問題の発端でもあったのである。この泉親衡は信濃源氏の流れをくむもので幕府を打倒して将軍頼家の第三子千寿（千手）を擁立してその実現を計ろうとした

- のである。なお吾妻鏡では義時を問題にしているとある。
- (2) 以上の張本たちは囚人として扱われるのであるが、三月九日その一人園田は預人宅から逃亡し祈祷師敬音と談じているが出家をすすめられたが「而無左右遂素懷者、頗以無所存、就中年來有受領所望之志、不達其前途者不可及除髮云々」といったという。彼等もまた受領を希望していたのである。
- (3) 吾妻鏡建保元年三月九日条。和田義盛の怒りは胤長に対するこうした行為であったという。
- (4) 註(2)に同じ。
- (5) 吾妻鏡 建保元年三月九日条。なお、この屋地に関しては義盛に属する女房五条局が訴えたところでは故將軍のときより一族所領が収公の時、いまだ他人に仰せられず彼地は宿直祇候の便があるので拜領を望んだところ忽に許されて喜んだ地であったという。
- (6) 吾妻鏡 建保元年四月二日条。
- (7) 吾妻鏡 建保元年三月六日条。
義時の重任は時政のあと継いでから今回のこととなったのであった。こうした平氏系の北条氏に対する厚遇が清和源氏系などを刺激したのではあるまいか。
- (8) 吾妻鏡 建保元年三月十七日条。
- (9) 吾妻鏡 建保元年四月廿七日条。
- (10) 吾妻鏡 元暦元年四月十日条。
- (11) 吾妻鏡 建保元年五月二十七日条。
- (12) 吾妻鏡 建保二年十一月廿五日条。
いずれにしても泉親平の乱と和田義盛の餘類の叛逆についてみれば前者は頼家の三子千寿を後者は頼家の子息禪師を將軍とすべく擁立したことは注目される点である。
- (13) 建保元年五月六日条。この日記によれば二ヶ所で御家人以外の小者郎等は注さずとあり、こうした身分の者も撃ち殺されたりしていたのである。
- (14) 吾妻鏡 元久二年十二月二日条。
- (15) 吾妻鏡 建永元年六月十六日条。
- (16) 吾妻鏡 建永元年十月廿日条。
なお、この三ヶ月前の七月に伊勢平氏の蜂起があって、そこでも平賀朝雅朝臣を大將軍に立てようとしたという。
- (17) 吾妻鏡 建暦元年九月十五日条。
- (18) 吾妻鏡 建暦元年九月廿二日条。
- (19) 吾妻鏡 建保五年六月廿日条。
- (20) 吾妻鏡 建保五年十月十一日条。
- (21) 吾妻鏡 建保六年六月廿七日条。
- (22) 吾妻鏡 建保六年七月廿二日条。
- (23) 吾妻鏡 建保六年十二月五日条。
- (24) 吾妻鏡 建保七年一月廿三日条。
- (25) 吾妻鏡 建保七年一月廿七日条。
- (26) 註(25)に同じ。
- (27) 註(25)に同じ。
- (28) 吾妻鏡 建保七年正月廿七日条。
- (29) 吾妻鏡 建保七年二月十五日条。
- (30) 吾妻鏡 建保七年二月十九日条。
- (31) 吾妻鏡 建保七年二月廿二日条。
- (32) 吾妻鏡 建保七年二月廿三日条。
- (33) 吾妻鏡 建保七年二月十三日条。
- (34) 吾妻鏡 建保七年閏二月十日条。
- (35) 吾妻鏡 建保七年三月九日条。
- (36) 吾妻鏡 承久元年七月十九日条。
- (37) 註(36)に同じ。

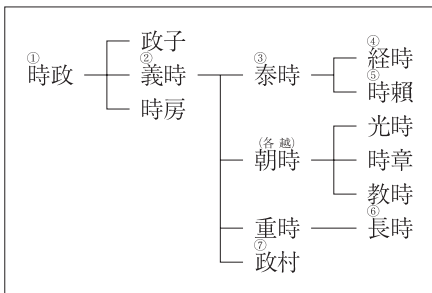
(38) 註 (36) に同じ。

(39) 吾妻鏡 承久元年十月二十日条。

(四)

1224年(元仁元)六月に前奥州北条義時が六十二才で病没⁽¹⁾したあと北条時房と泰時が軍営後見として「武家事」を執行することになったのだがこの年の六月、泰時らは弟を討亡すため京都より下向するとの風聞があるに及んで四郎政村のあたりが騒然となり伊賀式部丞光宗兄弟は政村主の外家として内々には現執権については憤りをもって伊賀朝光の女聳宰相実雅卿を関東の将軍にたて子息政村を後見にもちい、武家の成敗は光宗兄弟が行うべきであると思いを企てていたという⁽²⁾。その結果は同調する武士と同調しない武士に分裂しているという。これを聞いた泰時らについている武士はこのことを泰時に告げたという⁽³⁾。これを聞いた尼御台所は七月若君ならびに泰時亭にいて、有力御家人三浦義村に女房駿河局と計って働きかけている。御台所がいうには前執権義時死後は泰時が洛中より鎌倉に来た後は世上は静かになっていない。陸奥四郎政村ならびに式部丞光宗らは義村宅に頻りに出入りし密談していると聞いている。これはどうしたことか。もし泰時を討って独歩することを欲しているのか。去る承久の逆乱の時、関東の治運は天命があったにしろ半ばは泰時の功があったからではないか。政村と義村とは親子の如き存在で何んらかの談合をしている疑いがあると述べたという。これに対して義村は知らないと答えたので、さらに政村を助けて濫世の企てがあるのでとの追究に対して陸奥四郎は全く逆心はないが光宗らは用意していると述べたという⁽⁴⁾。この三浦義村はさらに政村が元服の時には加冠役を務めているし、義村の子息泰村は猶子とされたといった関係にあり、そう思えば御兩人のことに關しては好悪をもつことはできない。光宗は日頃よりいささか計略の考えがあったようだがよく説得してみたところ応じる旨のあったことを報告している⁽⁵⁾。いずれにしても、義時と政村の一件は武力的な衝突にまでにはいたらなかったものの泰時は政子の御前で相州(時房)、大江広元らの宿老を招いて世上のことを沙汰するために会合をもち、光宗らが宰相中将実雅卿を関東将軍に立てようとしたことは露顕しているので処分が必要があるが卿相以上の罪科は関東では処分することはできないのでその身を京都に送って罪名を伺うことになり、奥州後室ならびに光宗は流罪にすることに決し、七月廿九日には光宗は政所執事職を停止し、所領五十二ヶ所を没収することに決定したている⁽⁶⁾。あくる月の末には奥州後室は伊豆国北条郡に籠居の処分とし、さらに前述の光宗は信濃国、舎弟四郎朝行同六郎光重らは最終的には京都より直ちに鎮西に流罪としたのである⁽⁷⁾。なお、前述の宰相中将実雅卿(彼は参議従三位右近衛中将兼美作権守で父は頼朝の義弟で入道前中納言能保の末子)は越前国に配流と定められた⁽⁸⁾。ここでも頼朝の義弟で由緒のある実雅卿を擁立し義時の後室(前奥州後室)と組んで実権を把握しようとしたため光宗らの処分となったのである。

ところでこの事件のあと二十年程北条泰時らの執政は守られ安定し「謀叛」といったことはみられなかったようである。だが、1246年（寛元四）頃にそうした動きがみられるようになった。一つは1246年（寛元四）七月頃になって四代將軍入道大納言（前將軍頼経）が帰洛することになったのであるが、二才で実朝のあとを継ぐため下向した前將軍頼経も帰洛の年には三十才程になっていた。実質的な権限は北条氏などが掌握しているにしても、「將軍」などという存在としては廿七日程鎌倉にいたわけであるから北条氏などにとっても煙たい存在となったことは確かであろう。この前將軍頼経が鎌倉を離れて上洛するにあたって能登前司三浦光村は「光村残留于御簾之砌，数刻不退出，落涙千行，是思廿餘年昵近御餘波之故歟，其後光村談人々，相搆今一度欲奉入鎌倉中」⁽⁹⁾といったという。ここには有力な三浦一族である光村が前將軍頼経をしたって再度將軍になって欲しいという願望のあったことが知られる。ところでこうした動向の前段にあたる三月末に武州（経時）が御病悩のため執権を舎弟時頼に譲っている。二人の子息はいまだ幼稚でありこの譲与は経時の意志によるものであったという。こうして三月廿六日に時頼が執権となり同日評定始めを行っている⁽¹⁰⁾。経時の死は閏四月一日であるが、この前後から鎌倉には騒動があり、五月末に越後守光時が落鎧し其髪を時頼に献じたがこれは時頼を追討すべきとして連署の起請文をつのったのが名越一流との風聞があったためこのようなことを行ったという⁽¹¹⁾。下図に北条氏の系図を示すと以下ようになる。数字は執権の順序



である。つまり執権をめぐる北条氏一族間の争いがあったのである。この件にあたって三浦泰村の子息駿河式部大夫家村がこの争いに大いにかかわっていたと見られる。こうして六月七日には前佐渡守基綱，前大宰少貳爲佐，上総権介秀胤，前加賀守康持等が評定衆を除かれ康持は問注所執事を止められている⁽¹²⁾。十日には時頼亭で深秘沙汰が行われ，亭主をはじめ右馬権助らが寄合をし，今度は若狭前司泰村らを加えて

意見を述べたという⁽¹³⁾。こうして入道越後守光時を流罪とし越後国務以下所帯の大半を収公し，また上総介秀胤を上総国に追放しているがこれらはこの件に関与したことが露見したからであるという。これらはいずれも北条一族の内紛で執権の座をめぐる対立であるがこの執権の座も北条氏以外の氏族がその座を奪うことはなかったのである。

さて，前述の能登前司三浦家村を問題にしたが同年八月十五日の鶴岡放生会にあたって流鏑馬十六騎のうち射手一人が俄に足りなくなり駿河式部大夫三浦家村が行うように命じられたが亡父義村が存生の時，一両度務めたことがあるがすでに多年を経ていて忘れており，まして当日の所作はさらに務めることは難しいと答えたため兄若狭前司泰村が強硬に務めるように促し，立派に務めて人々の美談となったという⁽¹⁴⁾。ところで頼経にかわって頼嗣は従四位下に叙せられ少将は元の如くということであったが，都にもどった入道大納言家（頼経）より御書

が到来して條々仰せ下されるということがあったという。御請文に答えるべきか否か人々の意見を問われたところ御返事あるべきということであったという⁽¹⁵⁾。これからしても前將軍頼経は鎌倉のことが氣になっていたことが解る。翌年三月、兵革兆として鎌倉中に黄蝶が群飛したという⁽¹⁶⁾。翌四月、秋田城介入道景盛が高野より鎌倉の甘繩の本家にもどり時頼亭に参り種々話し合ったという。さらに子息義景や泰盛を叱っているのであるが、その理由は当時三浦一族は武門に秀いでいることから傍若無人に振舞っていて吾等一族は匹敵する状態にない。考えてみると義景も泰盛も怠っていて武装の備えがないのは奇怪のことだということである⁽¹⁷⁾。五月になって若狭前司三浦泰村は次男駒石丸を執権時頼の養子とすることを約束したという⁽¹⁸⁾、これは三浦一族が執権時頼との関係を深めようと計ったからであろう。ところが同月二十一日に若狭前司泰村は独歩のあまり厳命に背くので近日誅伐を加えるようにとの沙汰があったという文章を記した簡面が鶴岡宮の鳥居前に立てられ諸人はこれを見たという⁽¹⁹⁾。この程の世上不安は三浦氏の逆心によるものであるとして人々は恐れをなしたという。しかも、三浦一族の逆心のあられとしては「件氏族云官位云俸禄、於時雖不可成恨、入道大納言帰落之事、殆不叶彼雅意等、追日奉戀慕歎」⁽²⁰⁾とあって前將軍頼経の退位には反対でその希望が達せられなかったことから恋慕の情を深めているということ。殊に能登前司光村は幼少の当初より昵懇の上、毎夜御前に臥し、折りふれて遊んだ間柄であったから事ごとにいまだに懐旧の念を禁ずることができなかった上に、密々に嚴約のことを承けたまっていたという⁽²¹⁾。帰洛した入道大納言頼経も御書を時頼に下していることからみても鎌倉に未練があったことは確かなようである。しかも頼経は「凡当于関東鬼門方角、被建立五大明王院、賞翫有驗知法高僧及陰陽道之類、又愛譜代勇士給」⁽²²⁾ということがあって、衆人の察する所はこうしたことはただ濫世の基であると見られたようである。こうして光村等の「存案」のあることがすでに発覚していて⁽²³⁾これについて執権時頼は御使を若狭前司ならびに親類等のあたりの形勢を窺わせたところ兵具を家内に整置し、さらに安房上総以下の領所より船で甲冑の如きものを運んでおり、緯さら隠密の企てを行っていると報告されている⁽²⁴⁾。なお、五大明王院とは胎藏界持明院の五大尊明王を本尊とする修法を行う建造物をつくっていることの意味である。いずれにしても六月一日には時頼は近江四郎左衛門尉氏信を使者として彼家に行って泰村に会ったところ傍を見ると弓数十張、征矢并鎧唐櫃棹数十本があり、氏信はこれを怪しみ郎従友野太郎に命じて館内を窺ったところ厩侍に積んである鎧唐櫃が百二三十合もあったという⁽²⁵⁾。その後泰村と雑談したところ此間世上惣騒で備えのため一身の愁でもある。その理由は兄弟ともに他門宿老を超越し、すでに正五位下に叙せられていて其外一族多く官位を帯びあまつさえ守護職数ヶ国、庄園数万町を我らが一族は所有している。榮運はすでに窮まっている。上天加護頗る測り難く讒訴の愼に無きにあらずといったという⁽²⁶⁾。ここであきらかなことは御家人身分で叙せられるのは最高で正五位下で自からの身分＝地位を自覚していることが解る。この点は守護職をいくつもっているか庄園の多寡とは異なった意味をもっていたのである。つまり御家人の位階の極限に自分

はあるといった自覚をもっていたのである。他方、時頼の側でも用意の次第を内々に旧労の人々と相語って殿中の用心についてはいよいよ厳密な沙汰に及び翌日には近国御家人が南より北より馳せ参じ時頼郭外之四面を固めたという⁽²⁷⁾。他方で今度の火つけ役である安達景盛は和平御書を遣わすの上は今後は益々傍若無人に窮し當家を蔑如し急ぎ対揚しなければ還って殃いに逢うことは疑いないから雌雄を決すべきであるとして一味の族を引率して甘繩之館を馳せ出でて神護寺門外において時の声をあげ、この間陣を宮中に張る所の勇士も悉く相加ったという⁽²⁸⁾。こうして時頼は北条六郎時定を大手大將軍として泰村軍を攻め泰村南隣の人屋を放火した⁽²⁹⁾。折りから北風が南にかわり彼館を煙が覆い泰村や伴党達も館を抜け出し故右大將軍の法華堂に参籠し舍弟能登守は永福時惣門内に陣を張っていたが、光村も寺門を出て法華堂に向った。途中で一戦があり双方從軍は疵ついたがついに件堂に到着した。こうしてここで一戦があったが、泰村以下宗たる輩二百七十六人、都合五百餘人が自殺したという。その内幕府番帳に聽された者は二百六十人だったという⁽³⁰⁾。この最後の様子は法華堂承仕法師一人が泰村以下の大軍が俄に堂内に乱入したため遁げ出す方角を失い天井に昇り彼等面々言談を聞いたという。その人物を召して万年馬入道らが詞に記したというがその大意は中山山城前司盛時が記したという⁽³¹⁾。末席の言語は聞及ぶことはできなかったが、宗たる仁の一期の終りの「妄念」の大半は泰時光村の言葉で、なかんずく光村等は「令執権柄者以氏族兮飽極官職可掌領所々之趣也、就中、光村万事有骨張之氣歟、入道「頼経」御料御時、任禪定殿下内々仰旨、即於思企者、可執武家權之条、不可有相違云々、愁依随若州猶豫、今匪畜愁愛子別離、永欲胎當家滅亡之恨、後悔有餘者、自取刀削吾顔、猶可被見知否問人々、其流血奉穢御影、剩令燒失佛閣、可隱自殺穢靜之由結構、兩事共可爲不忠至極之旨、泰村頻加制止之間、不能火災、凡泰村於事有隱便之氣、其詞云、思数代之功、縦雖爲累業、可被宥罪條、何況義明以来、四代家督、又北条殿外戚、輔佐内外事之處、就一往讒、忘多年昵、忽被與誅戮之耻、恨與悲計会者也、後日定有被思合事歟、但故駿河前司殿、自他門多申行死罪、亡彼子孫訖、罪報之所果歟、今已赴冥途之身、強非可奉恨北条殿云々、落涙千行、其音振、而言語不詳、旨趣假令如斯歟云々」⁽³²⁾ということであった。

以上は一族の終りにあたって、光村と泰村がいったということが語られているが、法華堂承仕法師が天井より聞いたことを万年馬入道らが子細を問ひ申詞を記したものの、大意を中山山城前司盛時が記したものであるからどれだけが真実か疑わしい点がないではないが、光村と泰村との間では意見の相違があったことは信じてよいであろう。一つは光村が四代將軍が都に還された件については再度鎌倉にもどって「貴種」の出自をもつ頼経の再任を願望したことは確かであろう。二番目は頼朝の死去後、いくたの叛乱がみられた時に三浦一族として与同しうる条件があった時や参加を求められたりしたが最終的には幕府の維持、とりも直さず北条執権体制を助けたのはまぎれもなく三浦氏であった。泰村の最後の言葉にはその無念さが示されている。

さて前述の「宝治合戦」以降ではいわゆる「悪党」の蜂起が頻発するのであるが⁽³³⁾宗尊親王をめぐって鎌倉中に騒動が起り1266年（文永三）七月二日には宗尊親王が越後入道佐介亭に

入御し、女房の輿を用いて帰洛のため門を出ている⁽³⁴⁾。こうして親王将軍惟康親王が下向するにいたった。このあとは蒙古襲来などもあって大きな「騒動」は起きていないが、1285（弘安9）年に「霜月騒動」といわれる大きな対立抗争が起きている⁽³⁵⁾。この騒動はよく知られているように安達泰盛が北条氏＝得宗家の外戚としてさらに将軍の権限を代行する御恩奉行として重臣であり有力な御家人であったが、前年の84年に北条時宗が死去すると幕府の基盤を強化拡大するために90余条の法令を出しているが、これは将軍の権威をたかめるため、ひいては幕府の支配を強化するために仏神事の興行、これには神事仏事ももっぱらにし、新造寺社を止め古寺社修理を加えることや諸国分寺や一宮の興行が盛りこまれている⁽³⁶⁾し、関東御分所にいたっては守護蒞については先例なしと雖も今後に於いては其沙汰を致すべきといった規定もみられる⁽³⁷⁾。さらには評定衆引付衆などに対する起訴制度の整備、儉約事などの改革を行ったし、公家側でも徳政などの政治改革を行ったのである⁽³⁸⁾。翌年安達氏と勢力を二分する得宗の御内人で平頼綱は1284年（弘安7）北条貞時が執権に就任するとともに内管領となり幕府の事実上の実権を握っていた安達泰盛と対立し謀略によって11月に与党の御家人らとともに滅ぼした。なお将軍に関しては1289年（正応二）惟康親王を更迭し久明親王の就任となった⁽³⁹⁾。このように将軍も実質的な権限が一層低下しているのである。前述の平頼綱に対しては1293年（永仁一）執権北条貞時は永仁の大地震の混乱のなかで専権をふるっていた頼綱を急襲してその一族とともに合戦し滅亡させている。（平禅門の乱）なお、将軍久明親王の退任は1308年（延慶一）で⁽⁴⁰⁾次ぎの守邦親王は1333年（元弘三）までの25年間にわたって務めている。

他方で将軍についていえば1324年（正中一）に討幕計画を察知して関係者の処分した正中の変があったがこの時には日野資朝の佐渡流罪にとどまった。なお、貞時のあとの執権は北条師時、大仏宗宣、北条熙時、北条基時、北条高時、金沢貞顕、赤橋守時とほとんど短期間で交替しているが金沢貞顕は不明であるが少くとも相模守や武蔵守に叙せられているし、いずれも北条氏の系統を引き継ぐものであって他氏はこの地位についていないのである。いいかえれば「種姓」が貫徹しているのである。以上執権については簡単であるがやはり将軍と同様に「種姓」（素姓・素性・家柄）が貫いているのである。本稿では武士身分内の身分を検討することにあつたが中心的には将軍や執権を問題にするに過ぎなかつたので続編で御家人以下をさらに検討することにした。

- 註（1）吾妻鏡 元仁元年六月十三日条。
 （2）吾妻鏡 元仁元年六月廿八日条。
 （3）註（2）に同じ。
 （4）吾妻鏡 元仁元年七月十七日条。
 （5）吾妻鏡 元仁元年七月十八日条。
 （6）吾妻鏡 元仁元年閏七月廿九日条。

なお、政所執事には藤民部大夫行盛が補せられ、尾藤佐近将監景綱が泰時の後見となった。これ以前の北条氏二代にはなかつた家令を始めて置いた。彼はかの武蔵守秀郷朝臣後胤で玄蕃頭知忠四代孫であ

る。

- (7) 吾妻鏡 元仁元年八月廿九日条。
- (8) 吾妻鏡 元仁元年十月十日条。
- (9) 吾妻鏡 寛元四年八月一日条 なお、将軍を次ぎの頼嗣に譲ったのは1224年（寛元二年）四月で頼経が上洛したのは1226年（寛元四年）八月であるから二年餘程、鎌倉にいたのである。その間、上洛延引になった時もあったのである。
- (10) 吾妻鏡 寛元四年三月廿六日条。
- (11) 吾妻鏡 寛元四年五月廿五日条。
- (12) 吾妻鏡 寛元四年六月七日条。
- (13) 吾妻鏡 寛元四年六月十日条。
この寄合に加わったのは若狭前司泰村の他、諏訪入道、尾藤太平三郎左衛門尉の二人で前者の諏訪兵衛入道蓮佛のもとに三浦家村は相談事ありと話合っているが蓮佛は家村を座におきながら兩三度御所に参入して時頼と問答があったという。前将軍頼経をしたっていた家村の意見をとりついで執権時頼に伝えたのであろうか。
- (14) 吾妻鏡 寛元四年八月十六日条。
- (15) 吾妻鏡 寛元四年十二月十二日条。
将軍頼嗣の除書の到来は五日程前であった。
- (16) 吾妻鏡 宝治元年三月十七日条。
- (17) 吾妻鏡 宝治元年四月三日及び十一日条。
- (18) 吾妻鏡 宝治元年六日条。
- (19) 吾妻鏡 宝治元年五月廿一日条。
- (20) 吾妻鏡 宝治元年五月廿八日条。
- (21) 註 (20) に同じ。
- (22) 註 (20) に同じ。
- (23) 註 (22) に同じ。
- (24) 註 (22) に同じ。
- (25) 吾妻鏡 宝治元年六月一日条。
- (26) 註 (26) に同じ。
- (27) 吾妻鏡 宝治元年六月二日条。
- (28) 吾妻鏡 宝治元年六月五日条。
- (29) 註 (28) に同じ。
- (30) 註 (28) に同じ。
- (31) 吾妻鏡 宝治元年六月八日条。
- (32) 註 (31) に同じ。
- (33) 吾妻鏡 寛元四年十二月十七日条。
- (34) 吾妻鏡 文永三年七月四日条。
- (35) 三浦周行 鎌倉時代史 第二百七十八節「安達氏の誅戮」以来、いくたの研究がある。
- (36) 弘安七年五月廿日 廿八ヶ条 佐藤進一ら編 中世法制史料集
- (37) 前掲書 五三六条所収
- (38) 三浦周行前掲書 第二百八十三節
- (39) この年、持明院統系の将軍にかえるためその地位を追われたのである。時に年令は8才であった。
- (40) 前掲三浦周行 第三百廿五節

おわりにあたって

本稿はごらんのように鎌倉期を構成している全身分を扱って検討するにいたっていない。い

ずれ武士身分に仕えている従者、家人・郎等・所従といった者たちを含めた形態で取り扱ってみたい。

Subdivisions of Samurai rank in the Kamakura Era

KITAZUME Masao

Abstract

There used to be many discussions on hierarchy as a factor of differentiating periods in Japanese history. In pre-modern society, however, people's status was concealed, and hierarchy did not always appear as it was. It is thus sometimes discussed as "status hierarchy." This paper does not cover all types of status in the Kamakura era, and focuses mainly on the status of samurai. The samurai status is subdivided into different ranks in the paper. While some reference is made to samurai (warriors), *rodo* (vassals) and *kenin* (retainers) in the subdivisions of Samurai rank, these will be further discussed in a subsequent paper. Status in the Edo era is evident and that in the Medieval Period may seem similar. However, the paper focuses on *shusho* (birth), or *ujisujo* (sujo) in modern language, which seems to be strongly rooted in people's status in the era.

Keywords: samurai status, shogun, regency

(きたづめ まさお 札幌学院大学 名誉教授)